

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、休日がとる翌日)

規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（十四工区）の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◇告示 町等の区域の変更（市町村振興課）
- 保険医等の登録（保険課）
- 基本測量の実施（管理課）
- 土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
- 都市計画の変更（〃）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇公安告示
- ◇公 告 行政書士試験の実施（市町村振興課）

告示

鳥取県告示第五百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成六年二月十日現在の地番による。）
若葉台南三丁目	若葉台南三丁目の全域
生山字砥石場	生山字砥石場四〇六の二、四〇六の四、四〇六の八、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一、四〇九の二、四一〇の一、四一〇の次一、四一〇の二、四一一の一、四一一の三、四一二の一、四一二の次一、四一二二の二、四一三の三、四一三の四、四一三の六から四一三の八まで及びこれらと一をなす国有地
生山字海老谷	生山字海老谷四一四の一部及びこれと一体をなす国有地
生山字本谷	生山字本谷四二〇の一の一部、四二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字蝦谷	生山字蝦谷五六一の二の一部
生山字治郎谷	生山字治郎谷五六六の二の一部、五六六の三、五六七の二の一部、五六七の三
生山字砥石場	生山字砥石場平五七八〇の八
生山字岩丸木	生山字砥石場のうち四〇六の二、四〇六の四、四〇六の八、四〇八の一、四〇八の一、四〇九の一、四〇九の二、四一〇の一、四一〇の次一、四一〇の二、四一一の一、四一一の三、四一二の一、四一二の次一、四一二二の二、四一三の三、四一三の四、四一三の六から四一三の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字海老谷	生山字海老谷のうち四一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
生山字本谷	生山字本谷のうち四二〇の一の一部、四二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の地域
生山字蝦谷	生山字蝦谷のうち五六二の二の一部以外の区域
生山字治郎谷	生山字治郎谷のうち五六六の一の一部、五六六の三、五六七の二の一部、五六七の三以外の区域
生山字砥石場平	生山字砥石場平のうち五七八の五以外の区域
生山字岩丸木平	生山字岩丸木平のうち五八〇の八以外の区域

鳥取県告示第五百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認及び保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十四工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年七月五日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岩田 康裕	鳥医第四、九八二号	平成六年六月二十日
井上 浩範	鳥薬第八九四五号	タ

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告

上林 照彦	鳥薬第八九六号
タ	

鳥取県告示第五百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号ニュータウン中央公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市紙子谷字門上谷

変更する部分

鳥取市紙子谷字門上谷、字元結谷北側及び字結並びに香取字権現、字元結西側及び字小山谷

鳥取県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年七月五日

鳥取県公安委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ファーバーファイターI	株式会社三共

二 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分

倉吉市福庭字前河原及び字上前河原

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画公園 二二・二二・二二号河北中央公園

公
告

平成6年7月5日曜火曜

鳥取県公署

- (3) 年以上になる者
 (3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する
 者
 (3) 受験願書の受付の期間及び時間
 (1) 期間
 平成6年9月1日（木）から同月20日（火）までとする。ただし、日曜日、土曜
 日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け
 付けない。
 なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書きすることと
 し、平成6年9月20日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 時間
 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 受験願書の提出先
 郵便番号680-70 烏取市東町一丁目220 烏取県総務部都市町村振興課（鳥取県庁本
 庁舎3階）
- 7 受験願書の添付書類
 (1) 履歴書（市販のもの）
 (2) 受験資格を有する者であることを証明する書類（卒業証明書等）
 (3) 写真（出願前1年以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので名刺判のも
 の）
- 8 受験手数料及び納付方法
 受験手数料は6,600円とし、その額に相当する鳥取県収入記録紙を受験願書の所定欄
 にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 9 受験票の交付
 受験申込書に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。
- 10 合格者の発表
 試験に合格した者の氏名は、平成7年1月第3週に鳥取県公報により公表し、かつ、
- 行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成6年度鳥取県
 行政書士試験を次のとおり実施する。
- 平成6年7月5日
- 鳥取県知事 西 尾 岳 次
- 1 試験の日時
 平成6年10月23日（日）午後1時から午後4時45分まで
- 2 試験の場所
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
 次の事項について筆記試験により行う。
- (1) 行政書士の業務に必要な法令
 行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不
 服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適
 宜出題する。
- (2) 一般常識
- (3) 論述（800字）
- 4 受験資格
 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56
 条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3

鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知し、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成6年8月1日(月)から交付する。

鳥取県総務部市町村振興課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巌城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市糀町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部市町村振興課あてに請求すること。その場合80円切手をはったあて光明記の長形3号(縦120mm、横235mm)の返信用封筒を同封すること。

(2) 問い合わせ先

鳥取県総務部市町村振興課行政係 (電話0857-26-7089)